

平成20年5月  
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

平成20年5月16日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
---------------	-------------------

---

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

(勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について)

議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

---

開 会

平成20年5月16日（金） 午前10時01分開会

○議長（末吉定夫君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成り立ちました。

これより平成20年5月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

### 会 期 の 決 定

○議長（末吉定夫君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

---

### 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（末吉定夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において根本 譲議員及び丸 昭議員を指名いたします。

---

### 議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（末吉定夫君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第3、市長提出議案を上程いたします。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第38号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年4月30日、法律第21号をもって、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、

同日から施行されたこと等に伴い、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について緊急を要するため、去る4月30日に専決処分いたしましたので、議会に報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

それでは、勝浦市税条例の一部を改正する条例の主な改正内容について申し上げます。

初めに、法人市民税について申し上げますと、法人市民税の納税義務者及び均等割税率に係る区分を改正しようとするもので、納税義務者については、人格のない社団等を明確に区分し、あわせて法人市民税の均等割税率について、法人でない社団または財団で収益事業を行うもの等は最低税率を適用し、収益事業を行わないものについては非課税にしようとするものであります。

次に、固定資産税につきましては、住宅の省エネ改修促進税制の創設に関し、一定の省エネ改修工事が行われた既存の住宅または区分所有に係る家屋の専有部分について、固定資産税の減額制度が創設されたことに伴い、適用を受けようとする者がすべき申告について関係規定を追加するものであります。

このほか、法改正による根拠条項の移動等により、条文の整理を行おうとするものであります。

以上で議案第38号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 今、市長の提案理由を聞きまして、急施を要するので専決処分にしたと、こういう話を聞きましてけれども、私の知り得るところによりますと、今回の地方税法の改正は、提案で言われているように、4月30日に国会を通過して、そして4月30日に施行ということというふうに理解しているのですが、そういう中で急施を要するというふうなことと言っているのかという点についてお聞きしたいわけです。

そういう中で、地方税法の改正は、今、提案理由の説明で法人市民税と固定資産税の関係で2点、その他法律条文の整合性ということで出されておりますが、私の理解では、今度の地方税法の改正というのは、個人住民税における寄附金税制の拡充を初めとするほぼ8点ほどの改正がなされたというふうに理解しているのですが、その中の一部として、今回、急施を要するというところで提案された。だから、一連の地方税法の改正の1パックの中の一部だと理解するわけですが、それでいいのかどうかという点をお尋ねしたいわけです。

私が言う8点の中では、例えば今言ったように、個人住民税における寄附金税制の拡充の問題もあります。私は、かなり問題になってくる公的年金からの個人住民税の特別徴収というのも導入されたというふうに聞いています。これは、年金から個人住民税の特別徴収、要するに天引き制度を導入されたわけで、65歳以上の公的年金受給者から個人住民税の所得割額、年金に係る所得税分と均等割額を2009年、つまり来年の10月支給分から特別徴収するというふうな内容になっていると言われておりますが、それらを含めて6点ないし8点の改正がどういう内容になっているのか、その点についてもお尋ねをしたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君） お答えいたします。まず、専決の関係でございますけれども、議員おっしゃるとおり、4月30日に国会において地方税法の一部を改正する法律が可決されました。これによりまして、同日付で施行ということになっております。その中におきまして、4月1日からの適用というものがございます。これにつきましては、専決が必要であるということで、今回、専決処分

いたしました。

また、今回、税法改正になっておりますけれども、議員おっしゃられたように、多くの項目が載っております。その中で6月の議会も含めて全部の改正ということになるのでございますけれども、今回におきましては、その中での緊急を要するもののみを上げております。

それと、今回の全体的な改正の流れということでございますけれども、国のほうの考え方でございますけれども、一つは地方税の地域間格差、また財政力格差の縮小をどうするかということが第1点でございました。

また、2点目といたしましては、個人住民税における寄附金税制の拡充等をどうするかということ。

また、3点目といたしまして、自動車取得税、軽油引取税の税率の特例措置の期限切れ、これに対する対応ということが一つ。

また、金融証券税制においての上場株式の配当や譲渡所得等に対する所得税、個人住民税の税率の軽減措置の期限切れにどう対応するのかということが一つ。

また、公益法人制度改革にどう対応するのか、これは先ほど提案で申し上げましたとおり、法人均等割の改正等が含まれております。

最後、6点目でございますけれども、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の創設、これが主なものでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 地方税法の改正の問題、いつも私、思うのですけれども、全体として地方税法の中に地域住民にとってプラスになるものも入っているのだけど、同時にそれ以上に住民負担がふえる内容が一緒くたにまぜられて、一括で地方税法の改正と、こう来るわけですね。私、そのところでどうもいつも疑問に思うわけですが、今回の提案も、確かに法人市民税の関係とか、あるいは固定資産税、省エネ、確かに省エネに改修した場合に減税されますよと、その限りにおいては別に悪い話ではないわけですが、その一方で今回成立した地方税法の改正では、一番問題なのは、道路特定財源の自動車取得税、軽油引取税の暫定税率、免税点の10年間の延長、これがせっかく減税になったものがまたひっくり返して10年間延長されて、税率3%から5%、免税点は15万から50万ということでやるわけでしょう。株式税制の問題にしたって、これは結局、何のかんの言って、いろいろ改正はするけれども、やはり金持ち優遇という批判が今、国民の間からずっと出てきている中で、それをかわすために政府税調は、株式税制を今年度末一たん廃止して、改めて経過措置として来年度と再来年度の2年間、500万円以下の譲渡益に対する、あるいは100万円以下の配当についての10%の特例、これを運用する。結局、何のかんの言いながら、そのまま優遇税制を続けるという方向ですね。

もう一つ、今課長が言われていた、各自治体間の財政の不公平感というか格差、これも一概に今度の地方法人特別税と地方法人特別譲与税を創設するという形で出されたわけですが、これについては、確かにこの法律によって、東京都、愛知県、あるいは大阪府、栃木県、静岡県などが減収になるわけですね。そういう実態になるわけですが、都道府県の税収格差の是正をするということを目的として今度それが導入された。しかし、この法律は地方税を一たん国税に変えるわけですね。それで税源移譲という流れからすると、今までの地方税を一たん国税として吸い上げちゃって、それを再配分するという形でやるわけですが、これでは税源移譲どころか、やはり税の集中を

権力で中央に移譲しちゃうと。そして中央の政府のやり方によって再配分をするという形で、税源移譲の流れからすれば逆行する措置ではないかという批判も相当出ている。そのことを税務課長には是非かを問うつもりはありませんが、私はそういう内容も含む今度の地方税法の改正ということで、ですから、特に私が言った年金からの個人住民税の特別徴収の65歳以上の天引きの問題、それから法人税の何のかんの言いながら、結局その特例をそのまま温存するというやり方にほかならないじゃないかというふうに思うのです。ですから事実関係として6月に全面的な条例改正の提案をすると、答弁がありました、今、私が言った天引き関係の条例も出てくるのか。それから法人税などについては、結局、形としてはいろいろ変えていくけれども、優遇税制がそのまま温存される、結果としてそうなっているのではないかという判断、その点についてはどう思うか。その2点をお願いします。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君） お答えいたします。まず、第1点目の年金からの市民税の徴収でございますけれども、今回の地方税法の改正によりまして、載っております。したがって、次の6月議会には上げたいと思っております。

また、法人税の特例の絡みでございますが、今回、法人均等割についての解釈が明確化されたということでございます。法人均等割につきましては、資本額、また従業員数でそれぞれ段階が決定されておりました。その中で資産内容とか基本額というものの不明なものにつきましては、昔の区分でいいます第9号の中の年額5万円以下というところに入るものとされておりましたけれども、これの課税につきましては、各課税庁の判断ということで今まではされておりました。それが今回の改正によりまして、はっきり非課税のものはこれという決め方がされましたので、結果的に税額の、例えば勝浦市に対する収支がどうかということで申し上げますと、今までにおきましても減免規定がございまして、収益のない団体につきましては、減免をしておりましたことから、収支面での影響はないものと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） ほぼわかりました。私が言いたいのは、年金からの天引き問題ですが、既に所得税で源泉徴収として引かれ、その上に年金から介護保険料に加えて、この4月から国民健康保険税、あるいは後期高齢者医療保険料が特別徴収される。そして本人の意向を踏まえないで年金から天引きしていることになるわけです。やはりこれは65歳以上の公的年金受給者からの話なんで、年金を生活の主たる収入としている受給者にとっては全く大変な状況になるわけです。そういう中身を含んだ地方税法の一部改正であるというふうに私は理解してますし、今の課長答弁でも明らかだと思えます。そういう点で、先ほど法人税の関係言ってましたが、金融所得に対する分離課税20%、これは所得税の累進課税に比べて税率が有利になるものなんですね。今回の改正でも、損益の通算の上限が設けられていないわけですから、したがって金融資産を持つ富裕層に対する優遇の税制を一層広げるといって、結果としてそういう税制になるというふうに私は思っています。ですから、今回専決された中身はほんの一部であって、今回の地方税法の改正ということから見れば、はい、そうですねと言える中身にはなっていないというふうに思います。そういうふうに私は認識しているわけです。ここで勝浦市の税務課長と法の是非についてこれ以上やっても話は進んでいかないので、質疑については、これでとめます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第38号は承認することに決しました。

---

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、来る5月25日に任期満了となります識見を有する者のうちから選任しております監査委員、深堀金次郎君を再任することについて、議会の同意を求めようとするものであります。

深堀君の経歴を申し上げますと、昭和33年3月、長崎県立川棚高等学校を卒業後、昭和37年3月、千葉県警察学校を卒業、その後、柏警察署勤務を皮切りに千葉県警察本部生活経済課長の職を辞されるまでの38年の長きにわたり、千葉県警察職員として職務に精励され、この間、警察各級幹部学校及び警察大学校を卒業されるとともに、鉄道警察隊長、勝浦警察署長等の要職を歴任されております。

また、平成16年5月からは、監査委員としてその職責を担い、現在に至っております。その人格ならびに長年の職務経験と優れた識見は、監査委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第39号については、同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

---

午前11時20分 開議

### 議長辞職の件

[18番 末吉定夫君退席]

○副議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の末吉定夫議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○副議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。関事務局長。

[事務局長朗読]

○副議長（板橋 甫君） お諮りいたします。末吉定夫議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、末吉定夫議員の議長の辞職を許可することに決しました。

[18番 末吉定夫君入席]

○副議長（板橋 甫君） 前議長末吉定夫議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。末吉定夫議員。

[18番 末吉定夫君登壇]

○18番（末吉定夫君） 一言、ごあいさつを申し上げます。議長としてこの1年間、全くふなれでございましたけれども、何とか皆様方の温かいご指導によりまして1年間過ごさせていただきましたことを心から熱く御礼を申し上げまして、大変簡単ですけれども、御礼のごあいさつさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

## 勝浦市議会議長の選挙

○副議長（板橋 甫君） ただいま議長が欠員となりました。  
お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより、議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（板橋 甫君） ただいまの出席議員数は18人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○副議長（板橋 甫君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板橋 甫君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（板橋 甫君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。点呼いたします。関事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○副議長（板橋 甫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板橋 甫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（板橋 甫君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に忍足邦昭議員及び中村一夫議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○副議長（板橋 甫君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち有効投票17票、無効投票1票、有効投票中、水野正美議員12票、岩瀬義信議員4票、板橋 甫1票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、水野正美議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました水野正美議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。当選承諾のごあいさつをお願いいたします。水野正美議員。

〔15番 水野正美君登壇〕

○15番（水野正美君） 凶らずも議員の皆さん方のご支持によりまして議長を務めることに相なりました。この上は、公平な議会運営に務め、勝浦市議会の活性化のために全力を挙げて努力する所存でございます。どうぞ議員の皆様方のこれからも変わらぬご指導とご支援を心からお願い申し上げます。

して、簡単ではありますが、就任のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長（板橋 甫君） 議長が決まりましたので、交代をいたします。

〔議長、副議長と交代〕

○議長（水野正美君） 副議長と交代いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 3 8 分 休憩

---

午後 1 時 2 0 分 開議

### 副議長辞職の件

〔12番 板橋 甫君退席〕

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の板橋 甫議員から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。関事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（水野正美君） お諮りいたします。板橋 甫議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、板橋 甫議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔12番 板橋 甫君入席〕

○議長（水野正美君） 前副議長の板橋 甫議員から発言を求められておりますので、この際、これを許します。板橋 甫議員。

〔12番 板橋 甫君登壇〕

○12番（板橋 甫君） 副議長退任に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。昨年の5月の臨時会以降今日まで、1年間の非常に短い期間でございましたけれども、皆様方のご指導をいただきながら、大過なくその職を全うすることができました。熱く御礼を申し上げます。今後は一議員といたしまして、議員の任期を全うするよう全力を挙げて努力するつもりでございます。今後におきましてもご指導とご鞭撻のほどをお願い申し上げます。簡単でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

## 勝浦市議会副議長の選挙

○議長（水野正美君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより、副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（水野正美君） ただいまの出席議員数は18人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（水野正美君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（水野正美君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。点呼いたします。関事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（水野正美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（水野正美君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に忍足邦昭議員及び中村一夫議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（水野正美君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち有効投票17票、無効投票1票、有効投票中、丸 昭議員13票、渡辺玄正議員3票、岩瀬義信議員1票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、丸 昭議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました丸 昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。当選承諾のごあいさつをお願いいたします。丸 昭議員。

〔13番 丸 昭君登壇〕

○13番（丸 昭君） それでは、一言ごあいさつを申し上げます。ただいま選挙の結果、副議長の要職を担うことになりました。もとより浅学非才の身であります。この要職を精励し、一生懸命務めさせていただきますと思います。皆さん方のご支援、またご協力のほどを切にお願い申し上げまして、

はなはだ簡単ではございますけれども、就任のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

---

### 議案上程・説明・質疑・採決

○議長（水野正美君） ただいま市長から急施を要するものとして、監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、この際、監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議案を配布させます。

〔議案配布〕

○議長（水野正美君） 配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） 配布漏れなしと認めます。

それでは、議案第40号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。本案に関し、地方自治法第117条の規定により、刈込欣一議員が除斥該当であります。刈込議員の退席を求めます。

〔6番 刈込欣一君退席〕

○議長（水野正美君） 職員に議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第40号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員、丸 昭君が退職したことに伴い、その後任に刈込欣一君を選任したため、議会の同意を求めようとするものであります。

刈込君の市議会での経歴につきましては、ご承知のとおり、平成15年に市議会議員に当選以来、連続2期当選され、その間、市議会教育民生常任委員会委員長、総務常任委員会副委員長等の要職を歴任されております。その円満な人格と地方自治に関する深い見識は監査委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第40号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第40号については、これに同意することに決しました。

〔6番 刈込欣一君入席〕

---

## 閉 会

○議長（水野正美君） 以上をもちまして今期臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもちまして平成20年5月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時42分 閉会

---

## 本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第38号～議案39号の総括審議
1. 議長辞職の件
1. 勝浦市議会議長の選挙
1. 副議長辞職の件
1. 勝浦市議会副議長の選挙
1. 議案第39号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

勝 浦 市 議 会 副 議 長

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員